

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと、
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
調整手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の二 名古屋事務所(第二十八条の二・第二十八条の三)」を削り、「第十三款 保母養成施設(第六十七条―第六十九条)」を「第十三款 保育専門学院(第六十七条―第六十九条)」に改める。

第九条総務管財課の項第八号中「北九州事務所及び名古屋事務所」を「及び北九州事務所」に改める。

第十一条商工指導課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条通商観光課の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 発明考案に関すること。

第十二条農業改良課の項第九号中「農業指導者養成所」を削り、同条農蚕園芸課の項第七号中「及び果樹技術講習所」を「果樹技術講習所及び野菜技術講習所」に改める。

第四章第二節第三款の二を削る。

第四十五条の二の表中

鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取県立鹿野かちみ園	気高郡鹿野町
鳥取県立鹿野第二かちみ園		に改める。

第四章第三節中「第十三款 保母養成施設」を「第十三款 保育専門学院」に改める。

第六十七条中「保母養成施設」を「保育専門学院」に改める。

第六十八条を次のように改める。

(分掌事務)

第六十八条 保育専門学院は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を分掌する。

第六十九条中「保母養成施設」を「保育専門学院」に改める。

第九十五条第一号中「、杞柳工業」を削り、「醸造」を「酒類の醸造」に、「窯業等」を「窯業、機械金属等」に改める。

第九十六条第一項中「醸造科」を「酒類科」に改める。

第九十六条の五中「農産物」を「農畜産物」に改める。

第九十六条の六中「及び研究科」を「、研究一科及び研究二科」に改める。

第九十六条の六中「及び研究科」を「、研究一科及び研究二科」に改める。

第二百二十三条第二項の表鳥取県畜産試験場河合谷分場の項の次に次のように加える。

鳥取県畜産試験場兵田分場

八頭郡河原町

第三百三十条の表鳥取県立農業経営大学の項中「農村の青少年」を「農村青年及び農村中堅実務者」に改め、同表鳥取県立農業指導者養成所の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二名古屋事務所長の項を削る。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

3 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「、名古屋事務所」を削る。

別表第二中 「名古屋事務所 ナコ」を削る。

名古屋事務所 ナチ」

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

別表の知事の事務部局の地方機関の名古屋事務所の項を削り、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

長
三種
を
課長
国民体育大会準備室長
三種
に改め、同表

の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の盲学校ろう養護学校の項

中
教頭
五種
を
教頭
部主事である教諭
五種

に改め、同表の市町村立学校の養護学校の項中

教頭
分校主任である教諭
五種

種
を
教頭
分校主任である教諭
部主事である教諭
五種
に改める。

附則
この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十日
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の愛知県を削る。

附則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十日
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の名古屋事務所の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の名古屋事務所の項を削り、同表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「課長」を「課長 国民体育大会準備室長」に、「課長補佐」を「課長補佐 室長補佐」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の盲学校の項、聾^{ろう}学校の項及び養護学校の項中「教頭」を「教頭 部主事」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。